

## あるドイツ人被告事件の刑事手続

弁護士（神戸弁護士会） 藤原精吾

\*本稿は、一九九三年一二月一一日、神戸学院大学にて開催した「外国人と刑事手続」第二回研究会の報告とその後の事件の経緯をまとめたものである。

一 はじめに　本日は、私が担当しましたあるドイツ人被告事件について、紹介させて頂きます。私は「刑事弁護士」とは言えません。数で言いますと民事事件を年間、五、六〇件、それに対して刑事案件は平均すると二、三件でしょうか。もつとも過去には大きな刑事案件に取り組んだ経験はあります。それから私とドイツとの関係についてですが、ドイツに留学したこともなければドイツ法を専攻したわけでもありません。また語学についても特に専門的に勉強したわけでもないのですが、大学時代にドイツ文化のサークルに所属しておりました。その後も趣味としてテレビのドイツ語講座を見たりしております。それからドイツ人の友人が何人かおりますので、時々文通したり、訪問したりしています。この程度のことです。

二 事件の骨組み　この事件は四五歳になるドイツ人男性のヘロインの販売目的所持その他の事件です。ヘロ

イン以外にも大麻樹脂、大麻などを所持していたということについても公訴が提起されております。中心は大阪空港において、ヘロイン約七〇gを販売目的で所持していたことです。

そこで先ず、私がどういうふうにしてこの事件を受任したか経過を説明します。約一年前の九二年一二月一四日に弁護士会から当番弁護士派遣の要請がありました。裁判所令状係からの連絡では、外国人の事件で英語またはドイツ語が必要である、できればドイツ語のほうが好ましいということでした。私はその日の当番のリスト上の順番ではありませんでした。私は弁護士会にドイツ語ができる弁護士として登録しておりましたので、当日当番に当たっていた弁護士から私のところに事件を回してきました。

こうして一四日、私が第一回の面会を神戸水上警察署で行いました。このときには、基本的なことについて、私の喋れる範囲で説明したのですが、被告人は所持については認めておりました。ただ、販売目的については否認するというのです。被告人自ら麻薬中毒患者であつて、親しい仲間であれば分けることがあるけれども、売るために持ち歩いておるのではないかと言うのが、その後一貫した彼の主張なわけです。

**三 事件の背景事情** 彼はドイツで生まれて育ちました。事故に遭いまして、頭部その他に大きな損傷を受け、鎮痛剤を常時使用しなければならなくなりました。それがきっかけで次第に麻薬に手を出すようになつたということです。ドイツでも麻薬の罪で裁判を受けております。その時には宣告猶予だらうと思いますが、治療処分を受けたということです。本人は、その措置が非常に良かったと言つております。しかし、その後再び麻薬に手を出すようになります。そして一〇年余り前にインドに自転車で渡つて住み着くようになります。

インドでは瞑想センターというところに寝泊まりしておつたところが、そこの女性と知り合つて、結婚して二人の子供をもうけました。子供が大きくなつてからドイツで職を捜そうとして、妻子とドイツに戻りましたが、

## あるドイツ人の被告事件の刑事手続

子供の教育方針などで夫婦が対立して、現在は別居しております。被告人はその後またインドに戻ります。そして、二年くらい前つまり逮捕される一年ぐらい前から瞑想センターで寝起きして、茶店の手伝いとか、貴金属の販売などをやって暮らしづを立てております。

インド生活の中である日本人青年と知り合い麻薬仲間になりました。日本にきた動機は、彼が日本に帰るときに、「日本に来いよ」ということを言つたので、遊びにやつてきたと言うことです。また、その頃被告人は日本人女性で針灸の資格を持つてインドで仕事をしながら、ヨガとか瞑想をしていた人と同棲していました。彼女がその後勉強のため北京へ行きましたが、そこから日本に帰るかもしれないと連絡を受けていました。そこで、彼女を訪問することも考えて、去年の一月末に日本へやつてきたわけです。この日本人の麻薬仲間は元ミュー・ジシャンだそうですが、今回の事件ではドイツ人被告人の共犯者として起訴されることになるのです。被告人は、一月二七日に成田に着きます。共犯者は和歌山県に住んでおりましたが、共犯者の妻の父親が東京に住んでおりました。そこで、被告人はひとまずその家で寝泊まりするようになります。それから共犯者としばらく東京について、何人かの友人宅を行き来しておりました。そのうち電話で大阪の某氏がヘロインを手にいれたい、ぜひ買いたいと言つているという内容の電話を共犯者が受けてます。彼が被告人と一緒にいこう、ヘロインを持ってこいということを言つて、被告人は言われるままに九二年一二月一日午後、羽田から飛行機に乗つて大阪空港に着いたのですが、待ち構えていた保安係の捜査員に逮捕されることになります。こうして先ほどのように、一四日に私が水上警察署に接見に行くこととなるのです。

**四 起訴までの経過** 接見に行きますと、ドイツ領事館の職員と日本人職員とが来ておりました。警察サイドとしては、おそらく捜査に協力させる意味もあつたように推測しています。ともかく、その人とも会いました。

被告人には黙秘権などについて説明をして、事件についての基本的な態度を聞いたわけです。被告人はインドに住んでおったことがある、インド人の妻がいる、英語は日常会話にはほとんど差し支えがないくらいには喋れる、しかし日本に来たのは初めてで日本語は全く喋れない、こんなことが判つてきました。彼の学歴は、ドイツでは中学校程度の卒業です。ドイツでは早くから大学へ行くコースと職人などになるコースが別れます。職人になる実務学校のほうに進んだようです。そして、左官、自動車の運転手などをやつていたというよつたな経歴です。

一七日に二度目の接見を行いました。そのときはもう少し詳しく話を聞いたわけです。もちろん所持金もほとんどありませんので、法律扶助を受けて弁護人を選任するかどうかを確認しまして、その手続きをとりました。事件については、所持自体は争いがなかつたので起訴されるのは間違いないと考えていました。少し日をおいてもう一度三回目の接見をしました。そのときには本人の希望でボールペン、紙、その他を差入れました。その後も何度も差し入れを頼まれています。

一二月二八日に、まずヘロインの販売目的所持について神戸地方裁判所に起訴されました。そして年を越まして第一回公判期日が九三年二月一八日に指定をされました。一月一四日には法廷通訳人が選任されました。通訳人は大阪外大の大学院生です。

そこで、一月一六日に水上警察署でふたたび接見をしました。その時点では起訴状が手に入っていますので、公訴事実についての釈明を比較的詳しく述べ取りました。それから、本人の必要とする差し入れもしました。二月四日には、追起訴がありました。拘置所へ移監されたのは、二月九日ですが、同日は拘置所で接見をしております。予定された一八日の第一回公判期日のための打ち合わせをしました。

五 公判の経過 第一回公判では販売目的を否認するという態度を明らかにしました。ただ途中から少し方針を変えました。というのは、販売目的の否認を防御の基本方針にしたときには、捜査段階で作成された被告人の供述調書などは全て不同意にして、取調べをした警察官などの証人尋問をするのが正しい原則的なやり方です。しかし、共犯者との関係もありまして、裁判のペースが極めてゆっくりしたものにならざるをえず、被告人が「こういう長期の拘束には耐えられない」「なんとか早く本国に帰れるようにしてほしい」「ドイツで麻薬中毒の治療が受けられるようにしてもらいたい」というようなことをさかんに訴えるようになりました。

そこで、被告人の調書について幾つかは疑問がありましたものの、八割程度は信用してもいいだろうと判断しまして証拠提出に同意することになりました。裁判の迅速化を図る方向へ途中で方針を変えたのです。

ところで、途中で扶助弁護人を辞任するという経緯がありました。これは私がよく手続きを理解していなかつたためでした。扶助協会で当番弁護士を弁護人に選任した場合、それはあくまで被疑者段階に限つてであつて、公判段階の費用については自動的に扶助することにはならないということなのです。そのことに気がついたのは一回公判以降でした。一度扶助弁護人を辞任しまして、裁判所に改めて国選弁護人として選任してもらいました。こうして、第二回公判に備えて何度か接見を続けることになります。四月二二日の第二回公判では検察官の冒頭陳述と証拠調べ請求がなされました。その後七月一五日第五回公判までほぼ一ヶ月置きくらいのペースで審理は進んでいきました。

六 法廷通訳 この事件は、当初共犯者とその妻、そして私が担当した被告人の三名の併合審理ではじまりました。ところが、すべてについて通訳を介するとたいへんな時間がかかります。例えば、共犯者の男性に対する被告人質問をしましたおり、裁判所は当初私の担当する被告人にとっては共犯者の陳述はさほど重要かどうかと

いつた疑問を呈して全部通訳することは不要ではないかと言つたことがあります。しかし、弁護人としては「全て関係あるから、逐一通訳してもらいたい」と申し出でて通訳してもらいました。ただ、非常に時間がかかるわけですね。また、公訴事実に対する態度も若干違うこともあります。審理をなるべく早く進めるためにも分離することになりました。第五回公判でそういう方針を弁護人と裁判所との間で取り決めまして、九月の第六回公判以降分離することになりました。

そして被告人質問だけをやつてなるべく早く判決までこぎつけるという方針で臨みました。一月一日に論告・弁論をやつて結審をしました。判決言渡日一二月六日と指定されました。その後になつて、北京に行つていた日本人の女友達が連絡をとつてきました。一〇月に日本に帰つてきたということで、電話で連絡をしてくれました。そこで、彼女の証人申請のため、弁論再開を申し立て、一二月六日に改めてその証人調べをしました。このほか、領事館の書類と拘置所での被告人の健康状態についての診断書等の証拠調べを申請しました。それらを調べてもらい再び終結となりました。

## 七 外国人刑事案件の問題点

では、外国人の被疑・被告事件としての問題点について幾つか気のついた点について報告します。

(1) 取調べに使用する言語 先ず、取調べは英語でなされております。もちろん彼の母国語はドイツ語です。令状係の書記官の話では、ドイツ語が一〇とすると英語の力は五位だということでした。確かに英語でもいろんなことを知つておるわけです。それで、どんどん喋れるわけです。もつとも、彼の英語では自分のことをいつでも“me”と表現するのです。このなまりは、取調べで本当に被告人の話を調査にしたのか、点検するときに役に立ちました。インドで日本人男性の共犯者と麻薬密輸について共謀が成立したというのが、検察官の主張

です。その証拠として、共犯者の捜査段階の供述調書には、「このドイツ人の被告人が英語で、『I bring, you sell.』と言つたと書いてあるわけです。ところが被告人は自分のことを決して“I”とは言わないで、全部“me”と言うわけですね。『I bring, you sell.』と言うのは、取調官による誘導で引き出された供述であることが裏付けられていると思います。取調べであれ、公判手続きであれ、通訳は母国語でなさるのが原則でなければならぬと考えます。

(2) 調書の正確性の担保　さて、英語の取調べ 자체は比較的を得たものであつたとしても、その結果は日本語で録取されています。従つて、被告人は、その録取された日本語を再び英語に訳して読み聞けをしてもらつても、果たして調書の翻訳が正確であるかは自分には全く分からぬ、食い違いや誤解があると訴えていました。

警察段階で被疑者の供述調書が一〇通ぐらい取られています。日時を追つて幾つかの点で訂正した供述がある記載になつています。それは、おそらく彼が言い間違えたと言つことではなくて、通訳段階での誤解があるはずで、それを訂正したのではないかと推測しています。このような方法で日本語で録取された調書が正確であるかどうかを後で検討するためには、取り調べに使用された言語による供述録取書を併せて作成しておく必要があると強く感じました。

警察段階での通訳人はA、B、C、D四名が入れ代わり立ち代わり通訳しております。肩書きは全て兵庫県警本部警備部外事課の事務吏員となつております。検察官の取調べにおいてもこのうちの誰かが通訳人になつております。所持していた麻薬の捜索差押や所有権放棄関係の書類については、英訳が記載された書式になつております。

取調べに関して、被告人が所持していた手帳などのメモについて領事館の職員に翻訳をさせて、事実上捜査の

手伝いをさせていました。現行犯逮捕手続書を見ると、兵庫県警の警察官が英語で逮捕や取調べを行っていることが分かります。

**八 拘禁中の外国人被告人の健康維持** ところで、被告人は逮捕されてから約一年間ほど拘束されています。このことが、被告人にとって極めて問題になります。警察段階でも被告人によりますと、体調も悪かつたのに薬もくれなかつたといつて います。また、身柄拘束のままで取調べがなされ、通訳も一緒になつて何度も同じ質問を繰り返すので、自分が大変な罪を犯したよつた気分となつてしまつた、早く取調べを終わりたいと思つたといふように言つております。

それから拘置所段階では、取調べの継続による圧迫はなくなりましたが、医療を受けることが十分ではなかつたということを常に言つておりました。被告人は常習で重度の麻薬中毒に陥つておつたわけですが、それが突然中断したために禁断症状があつたのです。そのため体調が極めて悪かつたらしいのです。両手・腕にかなりの腫れが出ていたのです。しかし、拘置所の医務室は十分に診察・治療してくれないということを被告人は繰り返し訴えておりました。そこで、弁護人として、被告人の治療に関する申入文書を拘置所へ提出しました。もつとも、特段の返答はありませんでした。歯の治療についても極めて不十分である、ちょっと削つて詰め物してくれるだけ根治手術をしてくれないということも不満だつたようです。

それから運動ができない、これは外国人に限らないわけですが、それを特に必要と感じている者にとっては極めて苦痛なことです。運動の時間も『Box to Boxシステム』（箱から箱へ移すだけ）であると表現しておりました。

こうした身柄拘禁状態の苦痛そのもののために、被告人は早く裁判を切り上げてもらいたいと訴えるのが、接

見での打合せの中心になることが多かったのです。外国で未決拘禁されている被告人一般にあてはまる問題のようにも思います。外国人であるために感じる拘禁に伴う苦痛を少しでも和らげるための対策について、何があるか考えてみると、差当り思いつくものを列挙してみました。

(1) 接見 私が片言ではあれドイツ語を喋れるので、接見の機会が月一回なり二回なりあることは、被告人にとつてはまたとない機会だと受けとめていたようです。一回接見にいきますと一時間経つてもベラベラと喋つてなかなか帰るタイミングを擰むのが難しい程でした。従つて、特に打合せのないときでも、接見に足を運ぶことが被告人の心の安定にとつても重要な気がしました。

(2) 差入れ 差入れについても、身寄りが日本には居ませんし、共犯者の家族が少し面倒を見てくれるとはありましたが、それ以外にはありませんでした。それで、弁護人がボランティア活動せざるを得ませんでした。

(3) 外部との連絡 それから外部との連絡について言いますと、彼はインドだとか、スペインだとかに友人、知人が何人かおつたんですけれども、自分で発信したら、事件に巻き込むかもしれないと言う心配をして、手紙を是非出してほしいと言うことを頼まれ二件出しました。

(4) 領事館の援助 それから、領事館が比較的、よくやつてくれたと思います。で、当初、警察が呼んだというものは、捜査のためでしようけれども、それ以降は被告人のために、定期的に面会をして、ドイツ語の新聞などを差し入れております。これは、余り検閲はなかつたんじやないかと思うんです。彼はこれをよく読んで、麻薬関係の記事を切り抜いては、私に送つてくるわけです。ドイツでは、麻薬は、処罰はされるけれども、やはり、治療が中心に考えられておると、こういうのは処罰しても何にもならないという意見を、盛んに述べております。新聞、雑誌の差し入れは勾留中の被告人にとって、孤立感を防ぐ役割を果たしているというふうに思います。

被告人は、是非とも、執行猶予でドイツに帰つて、治療を受けたいと、それが自分にとつて、健康の上でも、精神的な立ち直りの上でも、必要であると主張していたのですが、それを実現するためには、直ちに帰国できるという保障が必要であるわけです。

これを保障するため領事館が、「外国における自国民に対する保護義務の履行として、帰国費用を立て替えて、出国を援助することができる」という趣旨の証明を書いてくれて、私に渡してくれました。それを裁判所に、提出することができました。

#### 九 裁判手続き全体を通じての問題点

第一に、従前から日弁連その他で問題にしておりますように、起訴状には被告人の自國語での訳文が添付されていないと言うことが重要です。勾留状等についても同様です。ただ、刑事手続きについては何をやっているのかごく簡単な説明文、刑事公判手続きについて日本語で説明しそれを訳したB5版1頁の文書）を添付しているのみです。

公訴事実についての翻訳はありません。ですから、法廷で起訴状の朗読があつて初めてその内容が分かると言うのが、被疑者段階での弁護人のない外国人被告人の通常の状態ではないかと思います。弁護人が第一回公判前に起訴状の翻訳を持って面会に行かなければ、第一回の罪状認否における被告人陳述も十分できないと思います。

第二に、法廷通訳です。これはどの様な人が通訳人になるかによつて、全然違うと思います。かつて経験したベンガラディッシュ人の事件では、被疑者段階では元商社マンが通訳をしました。法廷で同じ人を通訳にするのは具合が悪いので、ベンガル語を喋れる人を探しましたが、見つかりませんでした。そこでインド領事館の職員が通訳人になりました。しかし、その人はベンガル語と英語はできるけれども日本語はできません。そこで通訳人を一人にし、まずベンガル語から英語、そして英語から日本語と通訳して審理を進めた経験があります。

## あるドイツ人被告事件の刑事手続

本件の通訳人は極めて優秀な人だったと思います。それでも、被告人質問の際の重要な点について、裁判所が誤解しかねない誤訳があつて、二、三回、私のほうで訂正をお願いしたことがあります。そういう経験からしても、通訳の正確性をその場でチェックすることはどうしても必要なことだと思います。

直ちにチェックできない場合、法廷のやり取りを全部録音しておいて後日チェックする方法も考えられるわけです。しかし、誤った情報を裁判所に与えてしまつた後で問題にしても取り返しのつかないことのほうが多いと思われます。やはり弁護人のための通訳も併せて同席することが、必要になると思います。

第三に、通訳の範囲です。裁判所は当初、被告人本人と裁判所間のやりとりだけを通訳させ、共同被告人に関するやりとりまで通訳させることは念頭になかったようでした。私は、法廷で行われるすべての出来事が被告人に理解されているべきだと考えて、裁判所に要請し、法廷での発言は誰彼を問わず、ほとんど全部逐語的に通訳をされたわけであります。しかし、書面の取調べについては、一般的の刑事案件の場合と同じですが、要旨だけが述べられることになりました。そうするとあらかじめその調書に目を通すことができ、その意味がよく擰めていない限り、被告人にすると、どの様な証拠で自分が裁判をされたかということが分からぬまま判決を受けることになると思います。

調書が提出されるときには、厳格に言いますと、被告人がその調書全部の翻訳を入れできるように保障しなければならないと考えます。これは個々の弁護人の責任なり負担なりに委ねておけるものではありません。具体的にその方法を検討すべきです。

第四に、通訳を通じた審理はやはり時間が極めて長くかかります。接見で弁護人が聞取つて被告人質問で適切に意見を述べさせるのも限度があります。その意味で、本人が自ら作成した陳述書を利用して打合わせをし、さ

らに法廷でもそれを陳述に利用することが有効な手段だと思います。彼の場合も、ドイツ語で経歴書、つまり彼の生い立ちとか、何故麻薬中毒に陥ったか、そして日本に来た目的、その他について記載した文書を作つて弁護人に渡してくれるよう依頼しました。実際、彼はそれを書いてくれたわけです。それを通訳人に全部訳してもらいまして、裁判所に証拠として提出しました。これ自体迅速で効果的な防御の方法だと考えます。

第五に、ただこれに関連して、ドイツ語で作成された文章を拘置所から被告人が弁護人に発信する方法について問題を感じました。拘置所は、発信文書すべてに目を通して保安上問題がないかチェックするわけです。ところが、英語だつたら比較的簡単に点検できるものが、ドイツ語はすぐには訳せないのでほつたらかしにされてしまいました。やむなく弁護人から、その日に領事館の職員が面会にくる予定であることを被告人から聞いておりましたので、その人に訳してもらつてはどうかとうとすることを申し入れて、その日ようやく発信できたということがありました。

そもそも拘置所が弁護人宛ての信書であつても内容を検閲すること自体、大きな制度的な問題なわけですが、差当りそつした制度を前提にするならば、翻訳の体制を拘置所で確立して置かなければならぬはずです。被告人も、ドイツではこういうことはないと非常に憤慨しておりました。

第六に、法廷での被告人のメモ作成についてです。ドイツ人被告人は、共犯者である日本人男性に対する被告人質問のおりに利害対立する点もありましたので、反対質問、補充質問に利用するため法廷で自らメモをとりたいと希望しておりました。この点の許可を求めたところ、裁判長はこれを認めてくれました。

さらに法廷で作成したメモを被告人が身につけたまま拘置所に持ち帰ることを認める旨も許可してもらいました。この点を在廷した看守に指示してくれました。ところが、数日後私が接見に行つて話を聞きますと、法廷が

終わったらメモはすぐ取り上げられたというのです。「裁判所が何言つても全然駄目やつたなあ」と感じました。そこで、私のほうから看守部長に申し入れをしたところ、返事は「法廷で使う大事なものだから、なくさないようとに預かっておきました」というわけです。そこで、「それは全然違います、誤解です。次回までに本人がよく準備できるように心覚えのために作成したメモなので直ちに本人に渡してもらいたい」と強く申し入れました。その後は、被告人はそのメモを法廷にも持参しさらに書き加えたりしていたようです。法廷での陳述もこれを見ながらしておりました。

被告人が自國語で作成した公判の防御のためのメモについては、法廷に出頭するときに身に付けたまま持参できるというのは、防御上の最低限の権利として保障されなければならないと思います。また、裁判所で作成したメモを持って帰ることも同様です。

第七として、検察官の論告と弁護人の弁論については、通訳人の仕事の関係で、少し早めにほしいと要望されました。秘密は守つてもらう条件で、事前に渡しておいて、当日あらかじめ用意した翻訳で通訳をしてもらつたわけです。その訳文のコピーは被告人にも渡しました。これは被告人が自分の防御のために大きく役立てることができたと考えます。今回は、弁論再開との関連で、最終陳述する機会がもう一回ありました。そのときに検察官が主張した幾つかの論点について、的確に反論することができたと思います。こうした形での翻訳等も権利として保障することを考えていよいよ思います。

第八に、弁護人の接見についてです。今回はまがりなりにも何とか通訳人の同行なしでやれたわけです。ですから、私の予定が空いているとき、朝とか昼とか夕方にさつと出かけてくることができました。しかし、通訳人を伴う必要があるとすると、その予定をあらかじめ確かめる必要があります。今回のように手際よく接見するの

は無理でしょう。その点で、やはり通訳人の大量確保が必要になつてくると思います。

第九に、最後に情状立証が本件でも困難でした。身内が国内にいないわけです。そのため、情状証人抜きで一旦結審しました。幸い後日、北京にいっておった女友達が連絡をとつてきてくれたので、弁論再開の上証人尋問することができとなりました。被告人が彼女と文通をしていたということ、接見の際にその話を比較的詳しく私に伝えていたことなどの下地があつたのでできたことでした。

第一〇として、被告人本国の領事館の協力を得ることは、今後も必要だと思います。

一〇 一審判決から控訴審判決まで  
被告人は判決後直ちにドイツ本国へ送還され、麻薬中毒に対する治療を受けることを希望し、執行猶予ないしは未決算入により服役の必要のない実刑を望んでいました。

しかし、裁判所は、事実認定については、被告人の主張を相当程度認め、偶発的かつ個人的な麻薬事件であり、さして悪質とは言えないとの判断を示しましたが、検察官の懲役六年という求刑に引きずられる形で、懲役三年六月、未決勾留日数中三〇〇日を算入するとの判決を言渡しました（神戸地判平五・一二・一三・平成四年（わ）七八四号、平成五年（わ）四五号）。被告人としては、控訴により実拘束期間がより長期化することを恐れたのですが、やはり控訴して、早期帰国を実現したいと考え、控訴手続をとりました。

被告人は、控訴審においても、私を選択弁護人に選任してもらいたい旨、裁判所宛の書面を提出しましたが、これは拒否されました。私は、折角信頼関係が生まれているのに、経済的理由で弁護しないのは良くないと考え、私選弁護人に選任してもらいました。控訴審では、一審裁判所にまして、外国人被告人事件に慣れていない様子が窺え、手続の形式的な面ではともかく、真に外国人被告人の権利を保障する姿勢に欠けていたように思います。例えば、控訴趣意書の陳述に際して同時通訳をさせ、被告人尋問についても、同時通訳をさせ、時間の節約を

図るというやりかたでした。しかし、これでは、通訳の正確性をチェックすることがほとんど不可能です。しかも、控訴審での通訳人の能力は、一審の通訳と比較すると劣っていることは、領事館の職員も認めていました。私は控訴審でも、途中からは同時通訳ではなく、逐次通訳にするよう裁判所に求め、変更してもらいました。

控訴審判決では、判決言渡しに際して、主文はもちろん全部通訳させましたが、判決理由の逐語訳は必要なしとしてあらかじめ用意された理由の要旨のみが通訳されました。裁判長の指示でした。結論は控訴棄却、但し、控訴審での未決勾留日数中一七〇日を算入する、というものでした（大阪高判平六・七・一二・平成六年（う）一二六号）。結局一審判決が維持されたのですが、控訴審での審理に要した日数は全部刑に算入されたので、控訴による身柄拘束期間の延長だけは避けることができました。

人間誰しも外国にいるというだけでストレスがあります。まして、身柄の拘束を受けて刑事手続きを受けるはめになつたばあい、その不安は大きく、食事、生活のすべてにわたつて束縛を受け、心身の健康状態に大きな影響があるのが普通です。

このような外国人被告事件の弁護にあたつては、被告人の行動、人格の背景をなしている本国の社会事情やその国の人々の規範意識、メンタリティーなどをよく理解している必要があると感じます。通訳さえ正確にされたら良いというのではなく、弁護人としてはこのような観点を忘れず、努力するのでなければ、裁判所に被告人の行動と人格への理解をもとめることは困難となるでしょう。この点は外国人事件に取り組む弁護士の今後の課題だと思います。